



# 長野県報

3月31日(月)  
平成26年  
(2014年)  
号外

## 目次

### 規 則

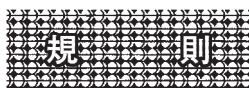
長野県組織規則の一部を改正する規則(行政改革課).....	2
事務処理規則の一部を改正する規則(行政改革課).....	10
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	14

### 告 示

長野県選挙管理委員会規程の一部改正(選挙管理委員会).....	15
政治資金規正法事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会).....	15
政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程の一部改正(選挙管理委員会).....	15
長野県収用委員会運営規程の一部改正(企画課土地対策室).....	16

### 訓 令

長野県電子計算組織の利用に関する規程の一部改正(情報統計課情報システム推進室).....	16
財務規則第2条に定める所の出納員の任免の一部改正(人事課).....	16
職員を長野県選挙管理委員会の書記等に充てるための訓令の一部改正(人事課).....	16
職員の研修に関する規程の一部改正(人事課).....	16
兼務に関する規程の一部改正(人事課).....	17
長野県公印規程の一部改正(情報公開・私学課).....	20
長野県文書規程の一部改正(情報公開・私学課).....	20
長野県マイクロフィルム文書管理規程の一部改正(情報公開・私学課).....	21
組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正(行政改革課).....	22
副知事の担当事務に関する規程の一部改正(行政改革課).....	23
長野県飯山北高等学校の職員に係る兼務に関する規程(高校教育課).....	23
兼務に関する規程の一部改正(教育総務課).....	23
教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正(教育総務課).....	23



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

### 長野県規則第20号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「企画部」を「企画振興部」に、「第4条の11」を「第4条の10」に、「第2目の3 総務部(第5条一第14条)」を

「第2目の3 総務部(第5条一第14条)」

に、「第27条の8」を「第27条の7」に、「商工労働部」を「産業労働部」に、「第30条の6」を「第30条の4」に、「障害者福祉センター」を「障がい者福祉センター」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

#### (2) 企画振興部

第2条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

#### (4) 県民文化部

第2条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

#### (7) 産業労働部

第3条第2号を次のように改める。

#### (2) 企画振興部

総合政策課 情報政策課 広報県民課 交通政策課 市町村課 地域振興課

第3条第3号中「広報県民課 情報公開・私学課 市町村課」を「情報公開・法務課 県立大学設立準備課」に改め、同条第7号を削り、同条第6号中「商工労働部」を「産業労働部」に、「経営支援課」を「産業立地・経営支援課」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「温暖化対策課」を「環境エネルギー課」に、「廃棄物対策課 廃棄物監視指導課」を「資源循環推進課」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「健康長寿課 障害者支援課 こども・家庭課」を「健康増進課 保健・疾病対策課 介護支援課 障がい者支援課」に改め、同条中同号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

#### (4) 県民文化部

文化政策課 県民協働課 人権・男女共同参画課 国際課

次世代サポート課 こども・家庭課 私学・高等教育課

第3条第10号中「都市計画課 住宅課 建築指導課」を「都市・まちづくり課 建築住宅課」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「信州の木振興課」を「信州の木活用課」に改め、同条中同号を第10号とし、第8号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

#### (8) 観光部

山岳高原観光課 観光誘客課

第4条中「県民協働・NPO課、次世代サポート課、」を「県立

大学設立準備課及び」に改め、「廃棄物監視指導課、観光企画課、観光振興課及び移住・交流課」を削る。

第4条の2第1項中「観光企画課及び観光振興課」を「県立大学設立準備課」に改める。

第4条の4中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第2章第1節第1款第2目の2の目名を次のように改める。

#### 第2目の2 企画振興部

第4条の5の見出し及び同条第1項中「企画課」を「総合政策課」に改め、同項第1号及び第8号中「企画部」を「企画振興部」に改め、同項中同号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 地方分権の推進に関すること。

第4条の5第2項を削る。

第4条の6から第4条の10までを次のように改める。

#### (情報政策課)

第4条の6 情報政策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 情報化の推進に関すること。

(2) 情報システム及び情報通信ネットワークの管理運営に関すること。

2 情報政策課に、統計室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 各種の統計及び調査の調整に関すること。

(2) 統計の普及及び啓発に関すること。

(3) 基幹統計等統計調査(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

3 統計室に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

#### (広報県民課)

第4条の7 広報県民課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 県政の広報に関すること。

(2) 県政の広聴に関すること。

(3) 報道機関との連絡に関すること。

#### (交通政策課)

第4条の8 交通政策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 交通体系の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) バス及び鉄道の運行維持及び振興に関すること。

(3) 松本空港の管理及び利用促進に関すること。

(4) 新幹線鉄道(中央新幹線を除く。)の整備促進に関すること。

(5) 松本空港管理事務所に関すること。

2 交通政策課に、中央新幹線の整備促進及び整備に伴う地域振興策の調整に関する事務をつかさどらせるため、リニア推進振興室を付置する。

#### (市町村課)

第4条の9 市町村課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 市町村その他の地方公共団体の行政一般、財政、税制及び地方公営企業並びに公務員制度に関する連絡調整に関すること。

(2) 市町村自治の振興に関すること。

(3) 行政書士に関すること。

(4) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。

(5) 本人確認情報保護審議会及び固定資産評価審議会の庶務に関すること。

(6) 地方事務所に関すること。

(7) 選挙管理委員会に関すること。

(地域振興課)

第4条の10 地域振興課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域振興に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 県外からの移住及び国内外との交流の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 土地利用に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (4) 土地取引の規制に関すること。
- (5) 公有地取得の調整に関すること。
- (6) 土地の価格に関すること。
- (7) 不動産鑑定業に関すること。
- (8) 土地収用に関すること。
- (9) 総合計画審議会（国土の利用及び土地利用並びに土地収用に関する事項を審議する場合に限る。）、土地利用審査会及び収用委員会の庶務に関すること。

第4条の11を削る。

第8条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を削る。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条の見出し及び同条第1項中「情報公開・私学課」を「情報公開・法務課」に改め、同項第10号及び第11号を削り、同項第12号中「公益認定等審議会及び私立学校審議会」を「及び公益認定等審議会」に改め、同号を同項第10号とし、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「情報公開・私学課」を「情報公開・法務課」に改め、同項を同条第2項とする。

第12条を次のように改める。

(県立大学設立準備課)

第12条 県立大学設立準備課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県立4年制大学の設立の準備に関すること。
- (2) 県立大学（看護大学を除く。）に関すること。

第13条第2項を削る。

第2章第1節第1款第2目の3次に次の1目を加える。

第2目の4 県民文化部

(文化政策課)

第14条の2 文化政策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県民文化部の人事、予算の編成及び執行その他庶務に関すること。
- (2) 芸術及び文化に関すること。
- (3) 文化会館に関すること。
- (4) 県民文化部内の他課の所管に属さないこと。

(県民協働課)

第14条の3 県民協働課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県民及び民間団体との協働の推進に関すること。
- (2) NPO活動の推進に関すること。
- (3) 特定非営利活動法人に関すること。
- (4) 交通安全対策の企画及び連絡調整に関すること。
- (5) 交通安全の啓発宣伝に関すること。
- (6) 交通安全対策会議及び交通安全運動推進本部の庶務に関すること。

2 県民協働課に、消費生活室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 消費者施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 物価に関する諸調査及び監視に関すること。

(3) 消費者の苦情相談に関すること。

(4) 不当景品類の提供及び不当表示の防止に関すること。

(5) 家庭用品等の表示に関すること。

(6) 訪問販売、割賦販売等に関すること。

(7) 消費生活協同組合に関すること。

(8) 消費者の啓発指導に関すること。

(9) 消費者の安全の確保に関すること。

(10) 消費者被害救済委員会及び消費生活審議会の庶務に関すること。

(11) 消費生活センターに関すること。

3 消費生活室に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

4 県民協働課に、交通事故の被害者に対して、賠償、更生等の相談指導の事務をつかさどらせるため、交通事故相談所を付置する。

(人権・男女共同参画課)

第14条の4 人権・男女共同参画課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 人権尊重に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

(2) 人権尊重の意識の普及及び高揚に関すること。

(3) 男女共同参画に関する施策の企画及び連絡調整に関すること。

(4) 男女共同参画社会づくりの促進に関すること。

(5) 人権政策審議会、男女共同参画推進指導委員及び男女共同参画審議会の庶務に関すること。

(6) 男女共同参画センターに関すること。

(国際課)

第14条の5 国際課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 国際交流及び国際協力の企画、連絡調整及び推進に関すること。

(2) 多文化共生社会づくりの推進に関する施策の企画及び連絡調整に関すること。

(3) 一般旅券の発給に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、国際関係に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(次世代サポート課)

第14条の6 次世代サポート課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 子ども・若者の育成支援その他の次世代育成支援に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 青少年の育成及び保護に関すること。

(3) 子ども・若者育成支援推進本部及び青少年問題協議会の庶務に関すること。

(こども・家庭課)

第14条の7 こども・家庭課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 児童福祉に関すること（特別児童扶養手当に関するものを除く。）。

(2) 社会福祉法人（児童、母子及び寡婦の福祉に関するものに限る。）に関すること。

(3) 要保護女子の保護更生並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。

(4) 母子、寡婦及び父子の福祉に関すること。

(5) 社会福祉審議会（児童福祉専門分科会に限る。）の庶務に関

すること。

- (6) 児童相談所、松本あさひ学園（情緒障害児短期治療施設）、波田学院（児童自立支援施設）及び女性相談センターに関する

こと。

（私学・高等教育課）

第14条の8 私学・高等教育課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する
- (2) 高等教育（他の所管に属するものを除く。）の振興に関する
- (3) 宗教法人に関する
- (4) 私立学校審議会の庶務に関する

第15条第2項を削る。

第15条の2第1項第10号を同項第11号とし、同項第9号中「及び准看護師試験委員」を「、准看護師試験委員及び地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会」に改め、同項中同号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 地方独立行政法人長野県立病院機構に関する

第15条の3第1項第9号を次のように改める。

- (9) 生活困窮者の自立支援に関する

第15条の3第1項中第17号を第19号とし、第16号の次に次の2号を加える。

- (17) 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導及び監査に関する
- (18) 福祉サービスの評価に関する

第15条の3第2項を削る。

第16条を次のように改める。

（健康増進課）

第16条 健康増進課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 健康増進に関する
- (2) 高齢者の福祉に関する
- (3) 栄養に関する

第16条の次に次の2号を加える。

（保健・疾病対策課）

第16条の2 保健・疾病対策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 生活習慣病に関する
- (2) 難病その他の特殊な疾病に関する
- (3) 生活環境に起因する健康障害に関する
- (4) 母子保健及び歯科保健に関する
- (5) 感染症に関する
- (6) 精神保健に関する
- (7) 地方精神保健福祉審議会の庶務に関する
- (8) 精神保健福祉センターに関する

（介護支援課）

第16条の3 介護支援課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 介護保険に関する
- (2) 社会福祉法人（高齢者の福祉に関するものに限る。）に関する
- (3) 介護保険審査会の庶務に関する

第17条（見出しを含む。）中「障害者支援課」を「障がい者支援課」に改め、同条第7号中「障害者施策推進協議会」を「障がい者施策推進協議会」に改め、同条第8号中「知的障害者更生相談所、

を削り、「障害者福祉センター」を「障がい者福祉センター」に改める。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第27条の3（見出しを含む。）中「温暖化対策課」を「環境エネルギー課」に改める。

第27条の7（見出しを含む。）中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改め、同条中第2号を削り、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 循環型社会の形成に関する施策に関する

第27条の7第4号中「廃棄物の資源化の推進」を「廃棄物処理の監視及び指導」に改める。

第27条の8を削る。

第2章第1節第1款第5目の目名を次のように改める。

第5目 産業労働部

第28条第1項第1号中「商工労働部」を「産業労働部」に改め、同項第7号中「商工労働部」を「産業労働部」に改め、同項中同号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 産業に係る施策の調整に関する

第28条第2項を次のように改める。

2 産業政策課に、サービス産業振興室を付置き、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) サービス産業（商業を含む。）の振興に関する
- (2) 流通近代化に関する
- (3) 中小企業の販路の開拓及び拡張に関する（産業立地・経営支援課の所管に属するものを除く。）

第28条に次の1項を加える。

3 サービス産業振興室に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

第28条の2（見出しを含む。）中「経営支援課」を「産業立地・経営支援課」に改め、同条第5号中「販路」を「国内市場における販路」に改め、同条第6号中「商業の振興」を「産業集積」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第30条の3の見出し及び同条第1項中「観光企画課」を「山岳高原観光課」に改め、同項第7号中「に関する」を「及び山岳総合センターに関する」に改め、同条第2項中「観光企画課」を「山岳高原観光課」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 信州ブランド推進室に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

第30条の3第4項を削る。

第30条の4（見出しを含む。）中「観光振興課」を「観光誘客課」に改める。

第30条の5及び第30条の6を削る。

第31条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第36条第4号中「（農産物マーケティング室の所管に属する事項を除く。）」を削る。

第40条（見出しを含む。）中「信州の木振興課」を「信州の木活用課」に改める。

第41条第2項中「野生鳥獣対策室」を「鳥獣対策・ジビエ振興室」に改め、同項第2号中「に関すること（）」を「（ジビエの普及に関することを含み、）」に、「除く。」を「除く。」に関すること」に改

め、同条第3項中「野生鳥獣対策室」を「鳥獣対策・ジビエ振興室」に改める。

第43条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 県土地開発公社の指導監督に関する事。

第43条第2項第3号中「こと」を「こと（他の所管に属するものを除く。）」に改める。

第48条を次のように改める。

(都市・まちづくり課)

第48条 都市・まちづくり課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都市公園に関する事。
- (2) 風致地区に関する事。
- (3) 都市の緑地保全に関する事。
- (4) 都市計画に関する事。
- (5) 駐車場に関する事。
- (6) 都市開発に関する事。
- (7) 開発行為等の規制に関する事。
- (8) 優良宅地等の認定に関する事。
- (9) 土地区画整理に関する事。
- (10) 景観の育成に関する事。
- (11) 屋外広告物に関する事。
- (12) 都市計画審議会、開発審査会及び景観審議会の庶務に関する事。
- (13) 県都市公園に関する事。

第49条（見出しを含む。）中「住宅課」を「建築住宅課」に改め、同条第7号から第11号までを次のように改める。

- (7) 建築工事の専門的指導に関する事。
- (8) 建築士及び宅地建物取引業に関する事。
- (9) 建築基準に関する事。
- (10) 福祉のまちづくりに関する事（建築物及び路外駐車場に関する事に限る。）。
- (11) 地球温暖化対策に関する事（建築物に関する事に限る。）。

第49条に次の1号及び3項を加える。

(12) 住宅審議会、建築審査会及び建築士審査会の庶務に関する事。

2 建築住宅課に、公営住宅室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 県営住宅の建設、建替え、住戸改善及び環境改善等の実施計画に関する事。
- (2) 県営住宅等の管理及び公営住宅等の管理の指導に関する事。
- (3) 県営住宅等の建設及び改善に関する事。
- (4) 公営住宅等の建設事業の指導監督及び助成に関する事。

3 公営住宅室に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

4 建築住宅課に、宅地及び住宅に関する相談の事務をつかさどらせるため、宅地住宅相談所を付置する。

第50条を次のように改める。

第50条 削除

第52条中第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 行政目的を実現するための契約の活用に関する事。
- (3) 契約に関する事務の調整に関する事。

(4) 物品の購入及び製造の請負の入札等に関する事。

第52条に次の1号を加える。

(8) 契約審議会の庶務に関する事。

第53条第1項中「検査課」を「契約・検査課」に改め、同条第2項中「会計課」の次に「及び契約・検査課」を加える。

第55条（見出しを含む。）中「検査課」を「契約・検査課」に改め、第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 行政目的を実現するための契約の活用に関する事。
- (2) 契約に関する事務の調整に関する事。
- (3) 物品の購入及び製造の請負の入札等に関する事。

第55条に次の1号を加える。

(7) 契約審議会の庶務に関する事。

第56条第1項第22号を次のように改める。

(22) 長野県障がい者福祉センター条例（平成10年長野県条例第7号）による長野県障がい者福祉センター

第77条第3項第2号中「及びコミュニティの振興」を削り、同項中第11号を削り、第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域振興に係る施策の推進に関する事。

第77条第4項第1号中「こと」の次に「（建築物に関する事を除く。）」を加え、同条第11項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地球温暖化対策に関する事（建築物に関する事に限る。）。

第94条の2、第96条第2項及び第104条第2項中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第108条第1項第1号中「第11項」を「第10項、第12項」に、「第14項、第18項、第21項及び第22項」を「第17項、第20項及び第21項」に改め、同項第2号中「第5条第23項」を「第5条第22項」に改める。

第2章第2節第22款の款名を次のように改める。

第22款 障がい者福祉センター

第112条中「長野県障害者福祉センターは、長野県障害者福祉センター条例」を「長野県障がい者福祉センターは、長野県障がい者福祉センター条例」に改める。

第113条中「長野県障害者福祉センターの」を「長野県障がい者福祉センターの」に、「長野県障害者福祉センター条例」を「長野県障がい者福祉センター条例」に改める。

第114条の見出しを「（聴覚障がい者情報センター）」に改め、同条中「長野県障害者福祉センターに、長野県障害者福祉センター条例」を「長野県障がい者福祉センターに、長野県障がい者福祉センター条例」に、「長野県聴覚障害者情報センター」を「長野県聴覚障がい者情報センター」に改める。

第238条の見出しを「（危機管理監及び産業政策監）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 本庁に産業政策監を置き、上司の命を受けて、重要な産業政策に関する事務を総括整理する。

第239条第1項中「本庁」の次に「に会計管理者を置くほか、本庁」を加える。

別表第32の1の長野県土地利用審査会の項から長野県私立学校審議会の項までを削り、長野県固定資産評価審議会の項の次に次のように加える。

長野県土地利用審査会	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条の規定による規制区域の指定、解除等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決等に関すること。	地域振興課
長野県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条の規定による同法によりその権限に属させられた事項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条の規定による同法第1章第4節第6款の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議等に関すること。	情報公開・法務課
長野県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条の規定による長野県交通安全計画の作成及びその実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関する県及び関係行政機関相互間の連絡調整等に関すること。	県民協働課
長野県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）第9条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること。	私学・高等教育課

別表第32の1の長野県介護保険審査会の項及び長野県障害者施策推進協議会の項を次のように改める。

長野県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条の規定による保険給付に関する処分及び保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関すること。	健康福祉政策課
長野県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条の規定による後期高齢者医療給付に関する処分及び保険料その他同法第4章の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関すること。	健康福祉政策課
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条の規定による感染症患者の就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び医療費の負担に関する必要な事項の審議並びに知事の報告に関する意見の陳述に関すること。	保健所

別表第32の1の長野県国民健康保険審査会の項から感染症診査協議会の項までを次のように改める。

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の規定による地方独立行政法人長野県立病院機構の業務の実績に関する評価及び同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	医療推進課
-----------------------	---	-------

別表第32の1の長野県精神医療審査会の項の次に次のように加える。

長野県介護保険審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）第183条の規定による保険給付に関する処分及び保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関すること。	介護支援課
長野県障がい者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視並びにその施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関すること。	障がい者支援課

別表第32の1の地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の

項を削り、同1の長野県都市計画審議会の項中「都市計画課」

を「都市・まちづくり課」に改め、同項の次に次のように加える。

長野県開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条に規定する審査請求に対する裁決及び開発行為の審査に関すること。	都市・まちづくり課
----------	--	-----------

別表第32の1の長野県建築審査会の項及び長野県建築士審査会の

項中「建築指導課」を「建築住宅課」に改め、同1の長野

県開発審査会の項を削り、同表の2の長野県総合計画審議会の項中

「企画課」を「総合政策課」に改め、同2の長野県人

権政策審議会の項から長野県消費生活審議会の項までを削り、同2

の長野県情報公開審査会の項から長野県個人情報保護審査会の項ま

での規定中「情報公開・私学課」を「情報公開・法務課」に改め、同2

の長野県行政機構審議会の項の次に次のように加える。

長野県消費者被害救済委員会	長野県消費生活条例（平成20年長野県条例第28号）第23条の規定による消費者の商品等により受ける被害の発生又は消費者の利益の侵害に関する紛争についてのあっせん及び調停に関すること。	消費生活室
長野県消費生活審議会	長野県消費生活条例第38条の規定による消費者施策に関する重要事項の調査審議並びに県民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項についての意見の陳述に関すること。	消費生活室

長野県人権政策審議会	長野県人権政策審議会条例(平成19年長野県条例第34号)第2条の規定による人権政策に関する重要事項の調査審議及び知事に対する意見の申述に関すること。	人権・男女共同参画課
長野県男女共同参画推進指導委員	長野県男女共同参画社会づくり条例(平成14年長野県条例第59号)第29条の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	人権・男女共同参画課
長野県男女共同参画審議会	長野県男女共同参画社会づくり条例第34条の規定による男女共同参画計画の策定に関する事項その他男女共同参画社会づくりに関する重要事項の調査審議及び知事に対する意見の申述に関すること。	人権・男女共同参画課
長野県青少年問題協議会	長野県青少年問題協議会条例(昭和28年長野県条例第46号)第1条及び地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第2条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議、当該総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整等に関すること。	次世代サポート課
長野県地方精神保健福祉審議会	長野県地方精神保健福祉審議会条例(昭和40年長野県条例第47号)第1条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議及び意見の具申に関すること。	保健・疾病対策課

別表第32の2の長野県障害者介護給付費等不服審査会の項及び長

野県障害児通所給付費等不服審査会の項中「障害者支援課」を

「障がい者支援課」に改め、同2の長野県地方精神保健福祉審議会

の項を削り、同2の長野県観光振興審議会の項中

「観光企画課」を「山岳高原観光課」に改め、同2の長野県住

宅審議会の項を削り、同2の長野県景観審議会の項中

「建築指導課」を「都市・まちづくり課」に改め、同2に次のよう

に加える。

長野県住宅審議会	長野県住宅審議会条例(昭和44年長野県条例第23号)第2条の規定による住宅に関する重要事項の調査審議に関すること。	建築住宅課
長野県契約審議会	長野県の契約に関する条例(平成26年長野県条例第17号)第7条第2項の規定による契約に関する重要事項の調査審議に関すること。	契約・検査課

別表第33の企画部の項から健康福祉部の項までを次のように改め

る。

企画振興部	リニア推進担当部長	リニア推進振興室の所管に属する事務の掌理及び当該事務に係る職員の指揮監督並びに中央新幹線の整備促進に関する関係機関等との調整
	企画振興参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
総務部	県立大学設立担当部長	県立大学設立準備課の所管に属する事務の掌理及び当該事務に係る職員の指揮監督並びに県立4年制大学の設立に関する関係機関等との調整
	総務参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
県民文化部	こども・若者担当部長	次世代サポート課、こども・家庭課及び私学・高等教育課の所管に属する事務の掌理並びに当該事務に係る職員の指揮監督並びに子ども・若者の育成支援に関する施策に係る企画及び部局横断的な調整
	県民文化参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
健康福祉部	健康福祉参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
	衛生技監	部の技術に関する専門的業務の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐

別表第33の商工労働部の項及び観光部の項を次のように改める。

産業労働部	雇用・就業支援担当部長	人材育成課及び労働雇用課の所管に属する事務の掌理及び当該事務に係る職員の指揮監督並びに雇用及び就業に関する施策に係る企画及び部局横断的な調整
	産業労働参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
	産業労働技監	部の技術に関する専門的業務の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
観光部	信州マーケティング戦略担当部長	信州ブランド推進室の所管に属する事務(県産品の消費拡大の戦略的な推進に関するものに限る。)の掌理及び当該事務に係る職員の指揮監督並びに当該推進に関する施策に係る企画及び部局横断的な調整
	観光参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐

別表第33の建設部の項中「第12条第3号」を「第13条第3号」に改め、同表のリニア推進振興室の項から次世代サポート課の項までを次のように改める。

リニア推進振興室	リニア推進幹	中央新幹線の整備促進に関する事務の統括掌理
	リニア推進主幹	中央新幹線の整備促進に関する職務

別表第33の財産活用課の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、

同表の情報公開・私学課の項中「情報公開・私学課」を

「情報公開・法務課」に改め、同項の次に次のように加える。

行政情報センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----------	----	------------------

別表第33の県立大学設立準備室の項中「県立大学設立準備室」を

「県立大学設立準備課」に改め、同表の行政情報センターの項を削り、

同表の行政改革課の項の次に次のように加える。

文化政策課	学芸員	博物館法（昭和26年法律第285号）第4条第4項に規定する職務
交通事故相談所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
次世代サポート課	青少年指導主事	青少年対策に関する専門的指導
こども・家庭課	保健師	保健指導業務
私学・高等教育課	私学指導主事	私学教育に関する専門的指導

別表第33の福祉監査室の項中「福祉監査室」を

「地域福祉課」に、

主任福祉監査員	福祉監査員としての職務及び福祉監査員の事務の掌理
---------	--------------------------

を

福祉監査幹	福祉監査員としての職務及び福祉監査員の事務の総括掌理
主任福祉監査員	福祉監査員としての職務及び福祉監査員の事務の掌理

に改め、「第112条第1項」を削り、「第4項並びに」を「第4項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第112条第1項並びに」に改め、同項の次に次のように加える。

健康増進課	管理栄養士	栄養指導業務
	保健技幹	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な保健指導
	保健師	保健指導業務
	栄養指導員	健康増進法（平成14年法律第103号）第18条第1項に規定する職務（同項第1号及び第3号に掲げる職務については、栄養指導に係るものに限る。）

別表第33の健康長寿課の項中「健康長寿課」を

「保健・疾病対策課」に、

臨床検査技師	臨床検査業務
管理栄養士	栄養指導業務

を

臨床検査技師	臨床検査業務
--------	--------

に、

栄養指導員	健康増進法（平成14年法律第103号）第18条第1項に規定する職務（同項第1号及び第3号に掲げる職務については、栄養指導に係るものに限る。）
発達障害者支援員	発達障害者の支援に関する専門的業務

を

難聴児療育支援員	難聴児の療育に関する専門的相談及び指導業務
----------	-----------------------

に改め、同表の介護支援室の項中「介護支援室」を

「介護支援課」に改め、同表の障害者支援課の項中

「障害者支援課」を「障がい者支援課」に改め、同表のこども・家庭課の項を削り、同表の薬事管理課の項中「第3項」を「第4項」に改め、同表の廃棄物対策課の項を削り、同表の廃棄物監視指導課

の項中「廃棄物監視指導課」を「資源循環推進課」に、

廃棄物指導幹	副主任廃棄物指導員としての職務及び副主任廃棄物指導員の事務の総括掌理
--------	------------------------------------

を

廃棄物対策幹	廃棄物対策に関する専門的業務の総括掌理
廃棄物指導幹	副主任廃棄物指導員としての職務及び副主任廃棄物指導員の事務の総括掌理

に改め、同表の移住・交流課の項を削り、同表の園芸畜産課の項中「第3項まで」を「第4項まで」に改め、同表の信州の木振興課

の項中「信州の木振興課」を「信州の木活用課」に改め、同表の森

林づくり推進課の項を次のように改める。



森林づくり推進課	全国植樹祭推進幹	第67回全国植樹祭の開催に関する事務の総括掌理
	森林害虫防除員	森林病虫害等防除法第11条に規定する職務

別表第33の住宅課の項を削り、同表の建築指導課の項中

「**建築指導課**」を「**建築住宅課**」に、

建築指導幹	建築物及び建築士に関する専門的事務の総括掌理
建築主事	建築基準法第6条第1項に規定する職務

を

建築主事	建築基準法第6条第1項に規定する職務
------	--------------------

に改め、同項の次に次のように加える。

公営住宅室	公営住宅監理員	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第33条に規定する職務
	改良住宅監理員	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第29条の規定により準用する公営住宅法第33条に規定する職務

別表第33の会計局の項中

会計管理者	地方自治法第170条第1項に規定する職務並びに局務の掌理及び所属職員の指揮監督
-------	---

を

会計局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
------	------------------

に改め、同表の検査課の項を次のように改める。

契約・検査課	主任契約指導員	契約指導員としての職務及び契約指導員の事務の掌理
	契約指導員	契約事務の指導
	検査幹	工事検査員及び調査員としての職務並びに工事検査員及び調査員の事務の総括掌理
	主任調査員	調査員としての職務及び調査員の事務の掌理
	調査員	元請・下請関係及び入札談合情報等に係る調査並びに入札制度に関する専門的事務
	主任工事検査員	工事検査員としての職務及び工事検査員の事務の掌理
	工事検査員	工事及び工事に係る委託業務の検査並びに工事に係る指導監査

別表第36の保健福祉事務所の項中「第3項まで」を「第4項まで」に改め、同表の保健所の項及び家畜保健衛生所の項中「第3項」を「第4項」に改める。

別表第41の行政情報センター所長の項中

「**情報公開・私学課長**」を「**情報公開・法務課長**」に改め、

同表の宅地住宅相談所長の項中「**建築指導課長**」を

「**建築住宅課長**」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
(宅地建物取引業法施行細則等の一部改正)
- 次に掲げる規則の規定中「長野県建設部建築指導課」を「長野県建設部建築住宅課」に改める。  
(1) 宅地建物取引業法施行細則(昭和40年長野県規則第11号)第4条第1項  
(2) 建築士法施行細則(昭和50年長野県規則第16号)第11条第1項及び第22条  
(3) 不動産特定共同事業者名簿閲覧に関する規則(平成7年長野県規則第19号)第2条  
(建築基準法施行細則の一部改正)
- 建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「建設部建築指導課」を「建設部建築住宅課」に改める。  
第18条中「長野県建設部建築指導課」を「長野県建設部建築住宅課」に改める。  
(被服貸与規則の一部改正)
- 被服貸与規則(昭和39年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。  
別表の1の(22)の項中「商工労働部」を「産業労働部」に改める。  
(不動産鑑定業者登録簿閲覧に関する規則の一部改正)
- 不動産鑑定業者登録簿閲覧に関する規則(昭和40年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「長野県企画部」を「長野県企画振興部」に改める。  
(農林業普及指導手当に関する規則の一部改正)
- 農林業普及指導手当に関する規則(昭和40年長野県規則第12号)の一部を次のように改正する。  
第2条第3号中「信州の木振興課」を「信州の木活用課」に改める。  
(財務規則の一部改正)
- 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。  
別表第1の2を削り、同3中「総務部関係」を「企画振興部関係」に、「自治研修所 東京事務所 短期大学」を「松本空港管理事務所」に改め、同3を同2とし、同2の次に次のように加える。  
3 総務部関係  
自治研修所 東京事務所 短期大学  
別表第1の11を同13とし、同8から10までを同10から12までとし、同7を同9とし、同9の前に次のように加える。  
8 観光部関係  
東京観光情報センター  
別表第1の6中「商工労働部関係」を「産業労働部関係」に改

め、同6を同7とし、同5を同6とし、同4中「中央児童相談所 松本児童相談所 飯田児童相談所 諏訪児童相談所 佐久児童相談所 波田学院 女性相談センター 上田食肉衛生検査所」を「上田食肉衛生検査所」に改め、同4を同5とし、同5の前に次のように加える。

#### 4 県民文化部関係

長野消費生活センター 松本消費生活センター 飯田消費生活センター 上田消費生活センター 男女共同参画センター  
中央児童相談所 松本児童相談所 飯田児童相談所 諏訪児童相談所 佐久児童相談所 波田学院 女性相談センター  
(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

8 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「|企画部企画課土地対策室|」を

「|企画振興部地域振興課|」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年長野県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「長野県環境部廃棄物対策課」を「長野県環境部資源循環推進課」に改める。

(貸金業法施行細則の一部改正)

10 貸金業法施行細則(昭和58年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「長野県商工労働部経営支援課」を「長野県産業労働部産業立地・経営支援課」に改める。

(屋外広告物条例施行規則の一部改正)

11 屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「長野県建設部建築指導課」を「長野県建設部都市・まちづくり課」に改める。

### 行政改革課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第21号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「又は本庁の部長」を「、本庁の部長、会計局長又は担当部長(リニア推進担当部長、県立大学設立担当部長、こども・若者担当部長、雇用・就業支援担当部長又は信州マーケティング戦略担当部長をいう。以下同じ。)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「別表第6」を「別表第5」に、「前2項」を「前項」に、「第6項」を「第5項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「別表第7」を「別表第6」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「別表第8」を「別表第7」に改め、同項を同条第5項とする。

第7条第1項中「別表第9」を「別表第8」に改める。

第8条中「別表第10」を「別表第9」に改める。

第9条第3項中「、事務」を「会計局長が、これらの者がともに不在のときは事務」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 前項の規定にかかわらず、危機管理部長が不在のときは事務を主管する課長が、危機管理部長及び事務を主管する課長がともに不在のときは危機管理部の他の課長が、これらの者がともに不在のときはあらかじめ知事の承認を受けて部長が指定した職員がその事務を代決する。

第9条中第11項を第14項とし、第10項を第13項とし、第9項を第12項とし、同条第8項中「別表第11」を「、別表第10」に改め、同条中同項を第11項とし、第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、第5項の次に次の3項を加える。

6 第4項の規定にかかわらず、担当部長が主管する事務にあつては、部長が不在のときは担当部長が、部長及び担当部長がともに不在のときは事務を主管する課長がその事務を代決するものとし、これらの者がともに不在のときは次の各号に掲げる担当部長の区分に応じ当該各号に定めるところによりその事務を代決する。

(1) こども・若者担当部長 知事の承認を受けてあらかじめ部長が指定した順序により当該事務以外の事務(当該担当部長が主管するものに限る。以下この項及び第8項において「他の事務」という。)を主管する課長(当該担当部長が主管する事務につき合議を受けた他の事務を主管する課長があるときは、その課長とする。同項第1号において同じ。)が代決する。

(2) 雇用・就業支援担当部長 他の事務を主管する課長が代決する。

(3) 前2号に掲げる担当部長以外の担当部長 担当部長が指揮監督する職員のうち、あらかじめ知事の承認を受けて部長が指定したものが代決する。

7 会計局長が不在のときは、事務を主管する課長がその事務を代決する。

8 担当部長が不在のときは事務を主管する課長がその事務を代決するものとし、これらの者がともに不在のときは次の各号に掲げる担当部長の区分に応じ当該各号に定めるところによりその事務を代決する。

(1) こども・若者担当部長 知事の承認を受けてあらかじめ担当部長が指定した順序により他の事務を主管する課長が代決する。

(2) 雇用・就業支援担当部長 他の事務を主管する課長が代決する。

(3) 前2号に掲げる担当部長以外の担当部長 担当部長が指揮監督する職員のうち、あらかじめ知事の承認を受けて担当部長が指定したものが代決する。

附則第5項中「飯田消費生活センターにおける警備業務、一般廃棄物処理業務及び産業廃棄物処理業務」を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 長野県飯田消費生活センターにおける警備業務、消防用設備点検業務、一般廃棄物処理業務及び産業廃棄物処理業務

(2) 長野県飯田児童相談所における消防用設備点検業務、一般廃棄物処理業務及び産業廃棄物処理業務

別表第1の2を次のように改める。

#### 2 会計管理者の決裁を要する事項

(1) 次に掲げる支出負担行為(義務費、交際費及び旅費その他定期に支払う消耗品費、光熱水費、通信運搬費等に係るものを除く。)に関する確認及び支出の審査

ア 1件30万円以上の食糧費に係るもの  
イ アに掲げるもののほか、1件8,000万円以上のもの

(2) 会計局長が専決する事項のうち、会計局長において会計管理者の決裁を要すると認めるもの

別表第2の1中「長野県松本空港管理事務所」を「長野県東京観光情報センター、長野県松本空港管理事務所」に改め、同3の(1)のア中「別表第9の12」を「別表第8の12」に改め、同エ中「財務規則」の次に「(昭和42年長野県規則第2号)」を加え、同4を削り、同5を同4とし、同6の(13)のア中「(キ)及び(ク)」を「(サ)及び(シ)」に改め、同(7)から(ウ)までの規定中「排出抑制計画」を「事業活動温暖化対策計画」に改め、同(ウ)から(ク)までを次のように改める。

(ウ) 第20条第2項の規定による届出の受理

(エ) 第20条第3項の規定による届出の受理

(カ) 第21条第2項の規定による届出の受理

(キ) 第21条第3項の規定による届出の受理

別表第2の6の(13)のアの(ウ)の次に次の事項を加える。

(ク) 第22条第2項の規定による届出の受理

(コ) 第22条第3項の規定による届出の受理

(サ) 第29条第1項の規定による報告の徴収等(第12条第5項の事業者に係るものに限る。)

(シ) 第29条第2項の規定による報告の徴収等

(ス) 第29条第3項の規定による報告の徴収等

(セ) 第31条第3項の規定による勧告

(ソ) 第32条の規定による公表((ス)及び(セ)に掲げる事務に係るものに限る。)

別表第2の6の(19)のエ中「米の数量調整円滑化推進事業補助金交付要綱」を「水田農業経営確立推進事業補助金交付要綱」に改め、同タを同チとし、同スからソまでを同セからタまでとし、同シの次に次の事項を加える。

ス 長野県環境保全型農業直接支援対策交付金交付要綱(平成23年4月1日付け23農技第128号農政部長通知)の規定に基づく交付金の交付

別表第2の6の(19)に次の事項を加える。

ツ 信州農業6次産業化推進事業補助金交付要綱(平成25年8月19日付け25農政第82号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

別表第2の6の(21)中「昭和42年長野県告示第362号」を「平成25年5月8日付け25農政第52号農政部長通知」に改め、同(25)中「昭和36年長野県告示第421号」を「平成25年12月19日付け25農振第416号農政部長通知」に改め、同(78)を同(79)とし、同(75)から(77)までを同(76)から(78)までとし、同(74)に次の事項を加える。

エ ビューポイント整備事業補助金交付要綱(平成25年4月1日付け25建指第9号建設部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の6の(74)を同(75)とし、同(71)から(73)までを同(72)から(74)までとし、同(70)のオ中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同ク中「事項」を「事項((ウ)から(ス)まで及び(ソ)から(タ)までにおいては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係るものを除く。)」に改め、同(ソ)中「第12条」を「第21条」に改め、同(ソ)を同(タ)とし、同(ウ)中「第11条」を「第20条」に改め、同(ウ)を同(ソ)とし、同(コ)中「第10条」を「第19条」に改め、

同(コ)を同(タ)とし、同(ウ)中「第9条第1項」を「第18条第1項」に改め、同(ウ)を同(タ)とし、同(ウ)の前に次の事項を加える。

(コ) 第16条第2項の規定による指導及び助言

(ク) 第17条第3項の規定による認定

(シ) 第17条第4項の規定による同意の取得(第18条第2項において準用する場合を含む。(ス)から(ソ)までにおいて同じ。)

(ス) 第17条第5項の規定において準用する建築基準法第93条第1項の規定による同意の取得

(セ) 第17条第5項の規定において準用する建築基準法第93条の2の規定による書類の閲覧

(ソ) 第17条第10項の規定による認定の通知

別表第2の6の(70)のクの(イ)から(ウ)までを削り、同(ウ)中「第7条第4項」を「第15条第4項」に改め、同(ウ)を同(ク)とし、同(イ)中「第7条第2項」を「第15条第2項」に改め、同(イ)を同(ウ)とし、同(7)中「第7条第1項」を「第15条第1項」に改め、同(7)を同(キ)とし、同(キ)の前に次の事項を加える。

(7) 第7条の規定による報告の受理

(イ) 第8条第1項の規定による耐震診断結果の報告命令及び報告内容の是正命令(附則第3条第3項において準用する場合を含む。(ウ)から(カ)までにおいて同じ。)

(ウ) 第8条第3項の規定による代執行及び公告

(エ) 第12条第1項の規定による指導及び助言

(オ) 第12条第2項の規定による指示

(カ) 第13条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第2の6の(70)のクに次の事項を加える。

(ト) 第22条第2項の規定による認定

(チ) 第23条の規定による認定の取消し

(ニ) 第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

(ヌ) 第25条第2項の規定による認定

(ネ) 第27条第1項の規定による指導及び助言

(ノ) 第27条第2項の規定による指示

(ハ) 第27条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査

(ヒ) 附則第3条第1項の規定による報告の受理

別表第2の6の(70)を同(71)とし、同(51)から(69)までを同(52)から(70)までとし、同(50)中「コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業補助金交付要綱」を「野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱」に改め、同(50)を同(51)とし、同(47)から(49)までを同(48)から(50)までとし、同(46)に次の事項を加える。

ヘ 市町村森林所有者情報整備事業補助金交付要綱(平成24年4月17日付け24森政第38号林務部長通知)の規定に基づく補助金の交付

ホ 水源林公有林化支援事業補助金交付要綱(平成25年5月1日付け25森政第57号林務部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の6の(46)を同(47)とし、同(36)から(45)までを同(37)から(46)までとし、同(35)のウ中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改め、同(7)中「第3条」を「第3条第1項」に、「養ほう業者から」を「蜜蜂の飼育」に改め、同(イ)を同(エ)とし、同(7)の次に次の事項を加える。

(イ) 第3条第3項の規定による変更の届出の受理

(ウ) 第3条第4項の規定による通知

別表第2の6の(35)のウに次の事項を加える。

(オ) 第9条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査  
別表第2の6の(35)を同(36)とし、同(34)を同(35)とし、同(33)の次に次の事項を加える。

(34) 持続性の高い農業生産方式の導入に関する事項  
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第9条の規定による報告の徴収  
別表第2の6を同5とし、同7の(3)を次のように改める。

(3) 予防接種に関する事項

予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づく次の事項

ア 第26条第1項の規定による負担金の交付

イ 第26条第2項の規定による負担金の交付(予防接種に係るものに限る。)

別表第2の7の(20)のキを削り、同(21)のアの(7)中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改め、同イ中「第5条第10項に規定する共同生活介護を行う施設及び同条第16項」を「第5条第15項」に改め、同ウを次のように改める。

ウ 障害者短期トレーニング促進事業補助金交付要綱(平成25年4月22日付け25障第70号健康福祉部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の7を同6とし、同8の(1)のアの(7)を次のように改める。

(7) 第24条第1項の規定による申請書の受理(同条第9項において準用する場合を含む。(イ)において同じ。)

別表第2の8の(1)のアの(セ)を同(ハ)とし、同(ス)を同(リ)とし、同(リ)の前に次の事項を加える。

(ト) 第78条第1項の規定による費用の額等の徴収

(チ) 第78条第2項の規定による返還させるべき額等の徴収

(ニ) 第78条第3項の規定による費用の額等の徴収

(ヌ) 第78条の2第1項の規定による徴収金の徴収

(ヘ) 第78条の2第2項の規定による徴収金の徴収

別表第2の8の(1)のアの(シ)を削り、同(ク)から(サ)までを同(ク)から(フ)までとし、同(キ)を同(リ)とし、同(リ)の前に次の事項を加える。

(ス) 第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給

(セ) 第55条の5の規定による報告の徴収

別表第2の8の(1)のアの(カ)を同(シ)とし、同(シ)の前に次の事項を加える。

(ケ) 第28条第1項の規定による報告の徴収及び立入調査並びに検診命令

(コ) 第28条第2項の規定による報告の徴収

(ク) 第28条第5項の規定による保護の申請の却下並びに変更、停止及び廃止

別表第2の8の(1)のアの(オ)を削り、同(イ)から(エ)までを同(カ)から(ク)までとし、同(7)の次に次の事項を加える。

(イ) 第24条第3項の規定による保護の決定

(ウ) 第24条第8項の規定による通知

(エ) 第25条第1項の規定による保護の決定

(オ) 第25条第2項の規定による保護の変更の決定

別表第2の8の(2)のアを次のように改める。

ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法の規定に基づく(1)のAに

掲げる事項(第15条第3項において準用する場合を含む。)

別表第2の8の(2)のイ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「においてその」を「の規定によりその」に、「された」を「される」に改め、同(2)に次の事項を加える。

ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法の規定に基づく(1)のAに掲げる事項  
別表第2の8を同7とし、同9から13までを同8から12までとし、同14の(3)を次のように改める。

(3) 雇用対策法(昭和41年法律第132号)第18条の規定による職業転換給付金(同条第2号に掲げるものに限る。)の支給  
別表第2の14を同13とし、同15の(12)のアの(7)中「第23条」を「第22条第1項」に改め、同(イ)中「第24条」を「第23条」に改め、同(ウ)中「第25条」を「第24条第1項」に改め、同(リ)を同(ハ)とし、同(ニ)から(ホ)までを同(ス)から(リ)までとし、同(ハ)中「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に改め、同(ケ)を同(ニ)とし、同(ト)を同(ナ)とし、同(テ)中「同条第2項」を「同条第3項」に改め、同(チ)を同(ト)とし、同(カ)から(ク)までを同(カ)から(テ)までとし、同(イ)中「第25条の2」を「第25条」に改め、同(エ)を同(オ)とし、同(ウ)の次に次の事項を加える。

(イ) 第24条第2項の規定による検察官の通報の受理

別表第2の15の(12)のウを削り、同(17)のアの(7)中「23の(3)」を「20の(3)」に改め、同(26)のイを削り、同ウを同イとし、同エからキまでを同ウからカまでとし、同(27)のア及びイを次のように改める。

ア 第69条第1項の規定による立入検査等

イ 第69条第2項の規定による立入検査等

別表第2の15の(27)に次の事項を加える。

ウ 第69条第3項の規定による立入検査等

エ 第69条第4項の規定による立入検査等

オ 第70条第1項の規定による措置命令

カ 第70条第2項の規定による廃棄等

別表第2の15を同14とし、同16から34までを同15から33までとし、同35の(2)のアの(リ)を削り、同(セ)を同(リ)とし、同(サ)から(ス)までを同(シ)から(セ)までとし、同(7)の次に次の事項を加える。

(サ) 第69条第4項の規定による立入検査等

別表第2の35を同34とし、同36を同35とし、同37を同36とし、同38の(1)中「補助金及び負担金に」を「補助金等に」に改め、同シ中「サ」を「シ」に、「補助金及び負担金の」を「補助金等の」に改め、同シを同スとし、同サを同シとし、同コの次に次の事項を加える。

サ 長野県有料道路通行料金負担軽減事業助成金交付要綱(平成26年3月20日付け25道建第190号建設部長通知)の規定に基づく助成金の交付

別表第2の38の(4)のアの(カ)、(ク)及び(ケ)を「(キ)、(ク)及び(コ)」に改め、同(ナ)を同(ニ)とし、同(フ)から(ト)までを同(リ)から(サ)までとし、同(ウ)中「(ク)」を「(コ)」に、「(ス)から(リ)」を「(セ)から(ウ)」に、

「(フ)」を「(V)」に改め、同(ク)を同(フ)とし、同(V)を同(ク)とし、同(セ)中「(ク)」を「(ケ)」に、「(V)」を「(ク)」に改め、同(セ)を同(V)とし、同(ス)中「及び(キ)」を「、(キ)及び(ク)」に改め、同(ス)を同(セ)とし、同(シ)中「(ク)まで(セ)及び(V)」を「(ク)まで(V)及び(ク)」に改め、同(シ)を同(ス)とし、同(セ)を同(シ)とし、同(ク)中「(ク)」を「(ケ)」に、「(キ)」を「(シ)」に改め、同(ク)を同(キ)とし、同(キ)から(ク)までを同(ク)から(ク)までとし、同(カ)中「(ク)」を「(ケ)」に改め、同(カ)を同(キ)とし、同(キ)の次に次の事項を加える。

(カ) 第23条の2の規定による流水の占有の登録(知事が登録した流水の占有に係る占有期間の変更の登録であつて取水量の変更を伴わないものに限る。)

別表第2の38の(11)のクを同ケとし、同イからキまでを同ウからクまでとし、同アの次に次の事項を加える。

イ 第13条の2の規定による関係市町村長への通知

別表第2の38を同37とし、同39中「38の(12)」を「37の(12)」に改め、同39を同38とし、同40を同39とし、同41中「38の(7)」を「37の(7)」に改め、同41を同40とし、同42から52までを同41から51までとする。

別表第3の2中「別表第2の6の(3)のアの(7)」を「別表第2の5の(3)のアの(7)」に、「、(ク)及び(コ)」を「から(コ)まで」に、「、(V)」を「及び(V)」に、「同(13)のアの(キ)及び(ク)」を「同(13)のアの(キ)から(ス)まで」に、「同(39)のア、同(41)のコ」を「同(35)、同(36)のウの(カ)、同(40)のア、同(42)のコ」に、「同(48)のイの(ウ)、同(49)のア」を「同(49)のイの(ウ)、同(50)のア」に、「同(57)のイ」を「同(58)のイ」に、「同(58)、同(61)のカ、コ、サ及び」を「同(59)、同(62)のカ、コ及びサ並びに」に、「同(62)のイの(イ)」を「同(63)のイの(イ)」に、「同(66)のアの(7)」を「同(67)のアの(7)」に、「、並びに」を「並びに」に、「同(67)のアの(ウ)」を「同(68)のアの(ウ)」に、「同(68)のアの(ニ)」を「同(69)のアの(ニ)」に、「同(70)のアの(シ)」を「同(71)のアの(シ)」に、「及び(セ)」を「及び(セ)、クの(カ)、(ク)、(フ)、(ニ)及び(ハ)」に、「同(72)のアの(7)」を「同(73)のアの(7)」に、「同(75)のキ」を「同(76)のキ」に改め、同3中「別表第2の7の(4)」を「別表第2の6の(4)」に改め、同4中「別表第2の10の(1)のソ」を「別表第2の9の(1)のソ」に改め、同5中「別表第2の15の(1)のアの(ト)」を「別表第2の14の(1)のアの(ト)」に、「、(キ)、(ク)及び(ケ)並びに」を「から(ク)まで、」に、「並びにオの(7)及び(イ)まで」を「、オ」に、「同(12)のアの(ス)及び(ネ)」を「同(12)のアの(ネ)及び(リ)」に、「、(カ)及び」を「及び(カ)並びに」に、「同(26)のオ」を「同(26)のエ」に改め、同6中「別表第2の35の(1)のソ、」を「別表第2の34の(1)のソ及び」に、「(セ)」を「(V)」に改め、同7中「別表第2の38の(6)のウ」を「別表第2の37の(6)のウ」に、「同39及び同41」を「同38及び同40」に改める。

別表第4中「副知事、会計管理者及び部長が専決する事項」を「副知事、会計管理者、部長、会計局長及び担当部長が専決する事項」に改め、同1の(3)中「に係る支出負担行為」を削り、「及び」を「、交際費、食糧費及び」に、「締結」を「締結に係るもの」に改め、同(4)中「別表第6の4」を「別表第5の3」に改め、同(5)中「及び」を「、産業政策監及び」に改め、同2の(3)から(5)までを次のように改める。

- (3) 会計事務に係る1件8,000万円以上の支出負担行為(義務費、交際費、食糧費及び変更契約の締結に係るものを除く。)
- (4) 会計局長の服務
- (5) 会計局長が専決する事項のうち、会計局長において会計管理者の決裁を要すると認めるもの

別表第4の2の(6)から(15)までを削り、同3中「部長が」を「部長及び会計局長が」に、「建設部長」を「担当部長が主管する事務」に、「別表第5の1」を「(5)及び(6)」に改め、同(1)を次のように改める。

(1) 地方自治法第180条の規定に基づく専決処分(1件100万円以下の損害賠償の額の決定に係るものに限る。)

別表第4の3の(4)を削り、同(3)中「別表第3の3」を「別表第3の4」に改め、同(3)を同(13)とし、同(13)の前に次の事項を加える。

(12) 課長級の職員の勤勉手当額の決定

別表第4の3の(2)中「課長級以上」を「課長級」に改め、「(部長級の職員を除く。)」を削り、同(2)を同(11)とし、同(1)の次に次の事項を加える。

- (2) 許可、免除、免許、認可、承認、指定等の行政処分のうち成規又は成例によるもので裁量の余地があるもの
- (3) 取消し、禁止、停止、法人の解散等の行政処分のうち成規又は成例によるもの
- (4) 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決等の処分のうち先例によるもの
- (5) 告示、訓令等で重要なもの
- (6) 通達、通知、照会、回答、報告、申請、進達、副申、証明等で特に重要なもの
- (7) 予算の要求(義務費に係るものを除く。)
- (8) 次に掲げる支出負担行為(義務費に係るものを除く。)

ア 交際費に係るもの

イ 1件10万円以上の食糧費に係るもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、1件5,000万円以上8,000万円未満のもの(変更後の額が5,000万円以上の変更契約の締結に係るものを含む。)

(9) 次に掲げる支出負担行為(義務費及び旅費その他定期に支払う消耗品費、光熱水費、通信運搬費等に係るものを除く。)に関する確認及び支出の審査(会計局長に限る。)

ア 1件10万円以上の交際費に係るもの

イ 1件10万円以上30万円未満の食糧費に係るもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、1件5,000万円以上8,000万円未満のもの

(10) 見積価格1件10万円以上の不用品の処分

別表第4の3に次の事項を加える。

(14) 課長級以上の職員(会計管理者、危機管理監、産業政策監、部長及び会計局長を除く。)の服務(別表第8の1の規定により現地機関の長等が専決する職員に係るものを除く。)

(15) 担当部長が専決する事項のうち、担当部長において部長の決裁を要すると認めるもの

(16) 課長が専決する事項(担当部長の主管する事務に係るものを除く。)のうち、課長において部長又は会計局長の決裁を要すると認めるもの

別表第4に次の事項を加える。

4 担当部長が専決する事項

(1) 3の(5)及び(6)に掲げる事項

(2) 課長が専決する事項のうち、課長において担当部長の決裁を要すると認めるもの

別表第5を削り、別表第6を別表第5とし、別表第7を別表第6とし、別表第8の1を次のように改める。

1 会計審査幹が専決する事項

次に掲げる支出負担行為(交際費及び1件1万円以上の食糧費に係るものを除く。)に関する確認及び支出の審査(会計審査幹において会計課長の決裁を要すると認めるものを除く。)

(1) 旅費その他定期に支払う消耗品費、光熱水費、通信運搬費等に係るもの

(2) (1)に掲げるもののほか、1件500万円未満のもの

別表第8を別表第7とし、別表第9の2の(10)を同(11)とし、同(9)を同(10)とし、同(8)を同(9)とし、同(7)の次に次の事項を加える。

(8) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の規定に基づく次の事項

ア 第4条第1項の規定による導入計画の認定

イ 第5条第1項の規定による変更の認定

ウ 第5条第2項の規定による認定の取消し

別表第9の12の(2)のイ中「充当決議書、」を削り、「公金振替命令書」を「支出負担行為決議書兼公金振替命令書」に改め、同ク中「歳入歳出外現金払出命令書」を「歳入歳出外現金払出決議書兼払出命令書」に改め、同表を別表第8とし、別表第10を別表第9とし、別表第11を別表第10とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第2の7の(20)のキを削る改正規定は同年6月1日から、同8の(1)のアの(7)の改正規定、同(セ)を同(ハ)とし、同(ス)を同(リ)とし、同(リ)の前に次の事項を加える改正規定、同(シ)を削り、同(ク)から(サ)までを同(ク)から(リ)までとし、同(キ)を同(リ)とし、同(リ)の前に次の事項を加える改正規定、同(ハ)を同(シ)とし、同(シ)の前に次の事項を加える改正規定及び同(オ)を削り、同(イ)から(エ)までを同(ハ)から(ク)までとし、同(7)の次に次の事項を加える改正規定は同年7月1日から、同(2)のアの改正規定、同イの改正規定及び同(2)に次の事項を加える改正規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度の予算に係る長野県東京観光情報センターの予算執行については、なお従前の例による。

3 長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例(平成25年長野県条例第10号)附則第2項又は第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の長野県地球温暖化対策条例(平成18年長野県条例第19号)の規定に基づく次に掲げる事項については、地方事務所長に権限を委任する事項とする。

(1) 第12条第9項の規定による報告の受理(2以上の地方事務所の管轄区域に事業所を有し、かつ、県内に本社を有しない事業者に係るものを除く。)

(2) 第21条第3項の規定による建築物環境配慮計画の受理

(3) 第21条第6項の規定による建築物環境配慮計画の受理

行政改革課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第4号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「知事の事務部局の本庁の部長 会計管理者」を

「産業政策監 知事の事務部局の本庁の部長 会計管理者 会計局長」に、

「企画参事 総務参事 医療政策監」を

「リニア推進担当部長 企画振興参事 県立大学設立担当部長 総務参事 こども・若者担当部長 県民文化参事」に、

「商工労働参事 商工労働技監」を

「雇用・就業支援担当部長 産業労働参事 産業労働技監 信州マーケティング戦略担当部長」に、「松本保健福祉事務所

長」を「松本保健福祉事務所長 長野保健福祉事務所長」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「医療政策監 会計管理者」を「リニア推進担当部長 県立大学設立担当部長 こども・若者担当部長 雇用・就業支援担当部長 信州マーケティング戦略担当部長 会計管理者 会計局長」に、「総務部の部付(秘書事務を担当するものに限る。) 秘書課」を「秘書課」に、「情報公開・私学課」を「情報公開・法務課」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中

「本庁の部長 会計管理者」を

産業政策監  
本庁の部長  
会計管理者  
会計局長

に、

企画参事  
総務参事  
医療政策監

を

リニア推進担当部長  
企画振興参事  
県立大学設立担当部長  
総務参事  
こども・若者担当部長  
県民文化参事

に、

商工労働参事  
商工労働技監

を

雇用・就業支援担当部長  
産業労働参事  
産業労働技監  
信州マーケティング戦略  
担当部長

に、「飯田保健福祉事務所長

松本保健福祉事務所長」を「飯田保健福祉事務所長 松本保健福祉事務所長 長野保健福祉事務所長」に、「及び松本保健福祉事務所長」を「、松本保健福祉事務所長及び長野保健福祉事務所長」

自立支援幹  
医療医監  
保健医監  
こども安全推進医監

に、

を

リニア推進幹  
医療医監  
福祉監査幹  
保健医監  
自立支援幹  
廃棄物対策幹

に、「建築指導幹

を「全国植樹祭推進幹

調査幹  
工事検査幹

を「検査幹

に、「裾花ダム管理事務所長

裾花ダム管理事務所長  
工事検査幹

に改め、同表のイ中

看護大学看護学部長

を

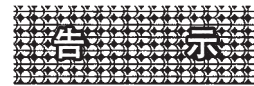
看護大学の学部長及び研究科長

に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



選告示第9号

長野県選挙管理委員会規程（昭和30年選告示第1号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

第9条中「吏員」を「職員」に改める。

第15条の表の書記長の項中 「総務部市町村課長」を

企画振興部市町村課長

に改め、同表の書記長補佐の項中

総務部市町村課課長補佐

を

企画振興部市町村課課長補佐

に改め、同表の選挙係長の項

から担当係長の項まで及び主査の項から主事の項まで中「総務部市町村課」を「企画振興部市町村課」に改める。

選挙管理委員会

選告示第10号

政治資金規正法事務取扱規程（昭和51年選告示第5号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

第3条中「長野県総務部市町村課内」を「長野県企画振興部市町村課内」に改める。

選挙管理委員会

選告示第11号

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程（平成8年選告示第3号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

第2条中「長野県総務部市町村課内」を「長野県企画振興部市町村課内」に改める。

選挙管理委員会